

第11回千葉海区漁業調整委員会

1 日 時 令和8年5月28日（木）午後1時24分から

2 場 所 プラザ菜の花3階「菜の花」

3 出席者

委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、
平島 孝一郎、佐藤 光男、松本 めい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、
和田 一夫、黒沼 吉弘、篠原 克二郎、

専 門 委 員 齋藤 御津久、嶋津 圭一

水 産 課 宮嶋課長
篠原漁業調整班長、五味主査
原口漁船漁業班長、田村技師

漁業資源課 原課長
赤羽資源管理班長

水産事務所 銚子：坂本所長、辻技師
館山：荒井所長、小宮課長、渡邊副主査
勝浦：三田所長、鈴木課長

水産総合研究センター 尾崎資源研究室長

事 務 局 永野副技監、田島技師

4 議 題

- (1) 中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について
- (4) その他

5 審議経過

【永野副技監】

定刻の前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第11回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、大変お忙しい中、第11回千葉海区漁業調整委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

従来であれば、梅雨の前の過ごしやすい気候の時期のはずですが、既に暑い日が連日続いています。皆様におかれましては、体調に御留意いただき、健康にお過ごししていただきたいと思います。

さて、浜の状況ですが、令和7管理年度のクロマグロの漁獲量は、大型魚は82トン、小型魚は96トンとなり、最終的な消化率は大型魚で95%、小型魚で89%となりました。

次に、4月以降の委員会に関係する動きですが、5月15日に全国海区漁業調整委員会連合会の令和8年度通常総会が東京都で開催され、私と事務局で出席してまいりました。総会では、通常的全漁調連の運営に係る議題のほか、令和8年度の中央省庁に対する要望項目案が議題として審議され、原案が承認されました。これを受けまして、7月頃に要望行動が実施される予定となっております。後ほど事務局から概略について報告させます。

本日御審議いただく案件は、中型まき網漁業に係る一斉更新、板びき網漁業に係る一斉更新、昨年度から発出しています遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示についてです。いずれも重要な案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【永野副技監】

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。着座にて失礼いたします。

本日の会議に出席できない旨連絡のありました委員は、坂本委員と本田委員の2名でございます。委員定数15名のうち13名の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員が御出席しておりますので、本日の委員会は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員から出席できない旨連絡がございました。

続きまして、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定によりまして、石井会長をお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。

中村委員と佐藤委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「中型まき網漁業の制限措置、許可及び起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程します。

事務局から朗読をお願いします。

【田島技師】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【原口班長】

水産課漁船漁業班の原口です。第1号議案「中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間（諮問）」について御説明します。

本件につきましては、中型まき網漁業の許可を、来る令和8年7月31日をもってその有効期間が満了することから、その後の許可等の取扱いについて諮問するものです。

初めに、中型まき網漁業に関する全般的な状況を御説明させていただきますので、資料の5ページを御覧ください。

この表は、令和3年から令和7年の5年間の漁獲成績一覧表です。現在の許可等の隻数は、千葉県全域で51隻です。操業実績については、年により漁獲量は約1万3,000トンから約2万6,000トン、漁獲金額は約21億円から31億円の実績がありました。主要な漁獲物はイワシ類、ブリ類などとなっております。

このたびの更新に際し、関係漁業者に聞き取りを行ったところ、操業を行っている漁業者については、従来どおりの内容で許可を継続してほしい、認可の漁業者についても、資源や漁業経営の状況に応じて中型まき網漁業の経営に転換することもあるた

め、引き続き事業認可の申請をしたいという意思が確認され、許可等を継続してほしい旨の要望がありました。

県といたしましても、特段の情勢の変化も認められないことから、許可の取扱いについては従来どおりとしたいと考えております。

それでは、第1号議案の内容について御説明しますので、資料の2ページをお開きください。

本議案につきましては、漁業法に基づき新規に許可等をする場合は、1の制限措置、2の許可又は起業の認可を申請すべき期間、3の許可の有効期間を定める必要があり、お諮りするものです。

1の制限措置の内容については、3ページの(1)から(7)になります。

(1) 漁業種類は中型まき網漁業(1そうまき又は2そうまき)、(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は下表のとおり、(3) 船舶の総トン数は、5トン以上、許可又は起業の認可を申請すべき期間において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、許可又は起業の認可を申請すべき期間において許可又は起業の認可を有しない場合は、5トン以上40トン未満の範囲で、従前の合計許認可総トン数(中型まき網漁業(1そうまき及び2そうまき)の合計をいう。)を超えない合計許認可総トン数となる総トン数以下としております。

(4) 推進機関の馬力数は定めなし、(5) 操業区域は下表のとおり、(6) 漁業時期は周年、(7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとしており、操業区域、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格は、表にまとめてあります。

操業区域につきましては、下表のとおり1から3ですが、こちらについては、10ページの操業区域図を御覧ください。操業区域1が、銚子市から富津岬に至る海域、操業区域2が、洲埼灯台と城ヶ島灯台を結ぶ線以北の東京湾海域、操業区域3が、野島埼灯台正南線から富津岬に至る海域となっております。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、事前に関係する漁協に申請見込み数を確認し、申請希望のあった合計51隻としております。内訳につきましては、操業区域1は、1そうまきが4隻、2そうまきが32隻、操業区域2は、1そうまきが4隻、2そうまきが10隻、操業区域3は、1そうまきが1隻です。

次に、漁業を営む者の資格は、千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が、操業区域1は銚子市から富津市まで、操業区域2は館山市から浦安市まで、操業区域3は銚

子市から富津市までの区域にある者です。

2の許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、調整規則第11条に1か月を下らない範囲内とされており、平成8年6月9日から7月8日までとしたいと考えております。

最後に、3の許可の有効期間につきましては、許可方針どおり5年以内の許可とし、許可の日から令和13年7月31日までとしたいと考えております。

以上で水産課からの説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。2つほど教えていただきたいというか、確認だけさせていただければと思います。

前回、令和3年度に許可期間が5年間に変更になりました。初めて、今回また5年間ということになったんですけれども、この前の3年と比べて5年間というのは、何か注意すべき点とか、あるいは改善点とか、あるいは何も問題はなかったのかとか、そういったところを少し教えていただきたいと思います。それが1点目です。

それから2点目なんですけれども、許可方針について、協議はしないということだったんですけれども、これは何か特別な理由があったということなんでしょうか。確認だけです。よろしくお願いします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【原口班長】

水産課です。5年間で大きな問題や情勢の変化があったのかという質問は、まき網

漁業に限らず、海水温の上昇等によって、対象となる魚が多少違うということはあるかと思われます。制度的な部分に関しては、3年から5年に延びたということで特に困ったといった意見は、漁業者への聞き取りでは特にありませんでした。

許可方針については、当初変更の協議を予定していましたが、制限措置の諮問だけにしたということについては、制限措置で船舶の総トン数に関する記載を変えたため、当初は、許可方針の変更を検討したのですが、許可方針はあくまでも許可に関する考え方を示したものであり、従来の考え方と今回の制限措置の内容は、記載が若干異なりますが、内容は合致しているため、許可方針を変更しなかったためです。

【石井会長】

黒沼委員、引き続きどうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。行政のほうの対応として、5年間のほうがやはりむしろスムーズだったのでしょうか。そういうことを聞きたかっただけなんです。

支障があったか、なかったかではなくて、スムーズにいった、むしろ10年ぐらいにしたほうがいいのかとか、いろいろ要望があると思うんですけど、5年間でちょうどいいのかどうかということをお聞きしたいのが1点と、もう一つ、その2つ目の許可方針についてなんですが、例えば言葉の中で、従前の合計許認可総トン数とか、そういうのが出てくるんですけども、従前というのは、前年度までの従前という話か、それとも中型まき網漁業の許可及び起業の方針の中に出てくる定数のことを指しているのでしょうか。すみません、私の質問が的外れだったら申し訳ありません。

【石井会長】

引き続き、水産課、どうぞ。

【原口班長】

水産課です。先ほどの委員の御質問は、許可の有効期間が3年から5年になったということで、手続きに関しては、3年に一度より5年に一度やるということで、手続きそのものについては減ったと認識しております。

2点目の制限措置の記載要件についてですが、船舶の総トン数に関しては、記載を変えていますが、従前というのは、許可方針の中にあるものを指しています。

【石井会長】

引き続き、水産課、お願いします。

【篠原班長】

水産課の篠原と申します。1点目の黒沼委員の御質問で、許可期間が3年から5年に延びたというところなんですけれども、これはもとの調整規則では3年であったのが5年となったもので、許可制度がある程度安定的に運用されてきたということで、5年間に延ばしてもいいでしょうという、漁業法の改正もありまして、そのような形になっております。

この5年間で過ぎて、何か問題が生じたかと言われれば、特に大きな問題は生じておりませんので、5年としたことで許可受有者さんの申請の負担も減りますし、行政側としても、許可を出すようなそういった手続も削減されたというところで、そこに関しては問題ないのかなというふうに考えております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございました。どうもありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに何か御意見ございませんか。

それでは、黒沼委員から様々な御意見がございましたけど、ほかに意見がないということで、ここで採決を行います。

第1号議案「中型まき網漁業の制限措置、許可及び起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第1号議案は公示の必要があります。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第2号議案「小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

【田島技師】

(朗読)

【石井会長】

次に、水産課から説明をお願いします。

【原口班長】

水産課漁船漁業班の原口です。第2号議案「小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、本漁業の許可が来る8月31日をもって、その有効期間が満了することから、その後の許可の取扱い等について諮問をするものです。

初めに、板びき網漁業の全般的な状況につきまして説明しますので、資料の15ペー

ジを御覧ください。この表は、令和3年から令和6年漁期の漁獲成績一覧表です。漁業時期が9月1日から翌年の5月31日までの漁期ということで、4年間の漁獲成績をお示ししております。また、一部の水揚金額等により、個々の経営体の情報となるため、取扱注意とし、公開する資料はマスキング処理等を行いますので御理解ください。

許可等の隻数は、千葉県では銚子市漁協から九十九里漁協まで、現在15隻が許可されております。操業実績については、年により水揚量は約270から350トン、水揚金額では約1億9,000万から2億3,000万円の実績がありました。

1隻当たりの水揚金額については、海匝・九十九里地区の一部の漁船について、数量がある一方で水揚金額がないため、1隻当たりの水揚金額に差が出ております。

このたびの更新に際し、関係漁業者に聞き取り調査を行ったところ、操業を行っている漁業者については従来どおりの内容で許可を継続してほしい、実績のない漁業者についても、漁具や装備があり、操業に見合う状況であれば、すぐにでも操業を再開したいという意思が確認され、許可を継続してほしい旨の要望がありました。

県といたしましても、特段の情勢の変化も認められないことから、許可の取扱いについては従来どおりとしたいと考えております。

それでは、内容について御説明しますので、資料の13ページを御覧ください。漁業法に基づき新規に許可等をする場合には、1の制限措置、2の許可又は起業の認可を申請すべき期間、3の許可の有効期間を定める必要があり、お諮りするものです。

1の制限措置の内容につきましては、14ページの（1）から（7）になります。

（1）漁業種類は板びき網漁業、（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、事前に関係する漁協に申請見込み数を確認し、現行の許認可隻数15隻中、認可の1隻以外は継続申請するとのことでしたので、14隻としています。（3）船舶の総トン数は10トン以下、（4）推進機関の馬力数は450キロワット以下、（5）操業区域、（6）漁業時期は、許可方針どおりの記載です。（7）漁業を営む者の資格は、銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者となっております。

資料の13ページにお戻りください。2の許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、調整規則第11条に1か月を下らない範囲内とされており、令和8年7月13日から令和8年8月12日までとしたいと考えております。

3の許可の有効期間につきましては、許可方針どおり5年以内の許可とし、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。令和3年度の記録を見てみたら、坂本委員から資源調達、この小型機船底びき網漁業に関わる資源調査などを続けてほしいというような要望がたしか出ていたような気がするんですけども、この現時点で小底対象の資源状況はどのように評価されているのか、以前とも変わらないのでこういう形の許可をするのかというようなことを教えていただければと思います。どのように評価を今現在ではされているのか、お教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【原口班長】

小底で漁獲される主要漁種についての令和7年度の資源評価についてですが、ヒラメについては資源水準の動向が低位、減少、マダイについては中位、横ばいとなっております。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

そういう中で同じぐらいだということで、同じような許可をしているということだと思います。ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに御意見、御質問等ございましたら。ございませんか。

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定といたします。

なお、第2号議案は公示の必要があります。公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私に御一任いただきたいと思います。と思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

【田島技師】

（朗読）

【石井会長】

次に、水産課から説明をお願いします。

【篠原班長】

水産課漁業調整班の篠原と申します。着座にて説明させていただきます。

3号議案について、まず別様の右肩に資料1と書いてある資料を御覧ください。まず、この資料の上の四角囲みの中ですけれども、令和7年度に木更津市地先の漁業権漁場において、遊漁者等によるがざみ類の採捕を規制する海区漁業調整委員会指示を発出しました。

令和7年の9月から11月に実施した漁場監視では、規制前に比べてがざみ類を採捕する者は減少したものの、指示に違反して採捕する者が認められ、漁業権管理に支障が生じていることや、がざみ類の資源保護上も懸念があることから、引き続き指示を発出する必要があると考えられました。

なお、規制の対象外であるのこぎりがざみを採捕する者も認められたため、規制対象にのこぎりがざみを追加することが適当と考えられました。

次に、令和7年度の状況でございますけれども、まず漁場監視の結果であります、地元漁協、木更津市、海上保安部と合同で実施をいたしました。結果は、9月は1日、10月は2日、11月は2日の計5日間、監視を実施しまして、指導した人数は、9月が15名、10月が22名、11月がゼロ名で、合計37名でした。国籍ですが、全て外国人となっております、中国人が18名、ベトナム人が15名、カンボジア人が2名で、その他は御覧のとおりとなっております。

次に、指示の効果ですけれども、1日当たりの採捕者数としましては、令和7年度は平均で7.4名だったのに対し、指示発出前の令和6年度は15名でしたので、指示の発出により、1日当たりの採捕者数は約半分に減少しました。

その下の黒丸ですけれども、指示の発出により、規制前に比べてがざみ類を採捕する者は減少しましたが、指示に違反してがざみ類を採捕する者が確認されました。採捕を開始する前に指導を行ったため、大部分の者はゼロから1キロの採捕量でしたが、1人で10キロ以上採捕する者も確認されました。

また、規制の対象となっていないのこぎりがざみを採捕する者が確認されました。このことから、引き続き指示を発出するとともに、規制対象にのこぎりがざみを追加することが適当と考えられました。また、地元の漁協さんからも引き続き指示を発出してほしい旨の要望をいただいております。

裏面を御覧ください。スケジュールですが、本日、海区調整委員会で審議いただきまして、パブリックコメントも実施いたします。6月から7月に海面利用調整部会に諮

問をいたしまして、7月から8月に委員会指示を発出、9月から委員会指示による規制を開始する予定となっております。

その下は参考に、委員会指示を発出した経緯と、がざみ類の漁獲量・遊漁者による採捕量を記載しております。

それでは、本体資料の23ページに戻っていただけますでしょうか。下線を引いてあるところが昨年度から変更する箇所となっております、1の採捕の制限にのこざりがざみを追加する以外は、時点修正するものとなっております。

説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

篠原委員、どうぞ。

【篠原委員】

資料1なんですけれども、令和7年度の監視の結果、中国人以下37名、違反で指導を受けたということなんですけれども、この令和7年度に、この中で繰り返し指導を受けているような人間がいたのか、いればどれぐらいいたのかを教えてくださいたいのが1点と、もう一つは、これは令和7年度じゃなくて、令和6年度にも違反して、令和7年度にも同じく違反した同一人物というのがかなりいるのかどうか、その辺の実績、状況を教えてください。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

繰り返し違反した者がいるかというところなんですけれども、7年度に関しましては指導というのを主眼に置きまして、身分確認までは行わなかったんですけれども、私たちが指導した範囲内において、繰り返し行っているような方はいらっしゃいませんでした。6年度と7年度に関しても、繰り返しというようなところに関しては、目で

見た限りでは認められなかったという形になっております。

【篠原委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。

そのほかに何か御質問等ございましたら。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。この結果を見ると、全てが外国籍の方ということなんですけれども、委員会指示というのは何語で発信しているのでしょうか、教えてください。

【石井会長】

引き続き水産課からどうぞ。

【篠原班長】

委員会指示自体は日本語で発出しているんですけれども、ホームページとかチラシに関しましては、日本語と英語と中国語とベトナム語、その4か国語で周知のほうはしております。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。チラシというのはこういう方たちにちゃんと行き渡るようになっているのでしょうか。その辺がよく分からないところなんですけれども、いかがでしょうか。何かいろいろ工夫されていると思うんですけれども。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【篠原班長】

チラシに関しましては、現場で違反のあった方にはお配りをして、その方に対しては全てのがざみ類は放流していただいております。あとは周知に関しては、ホームページで周知しているのと、現場のフェンスですとか駐車場の入り口ですとか、そういったところには看板を設置し、周知のほうは行っていると、そういうことになっております。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。大変な御苦勞があると思いますが、よろしくお願いいたします。

【石井会長】

そのほかに何か御質問等ございましたら。

御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について」、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は可決・決定となるようですが、本案件は遊漁との調整に関する委員会指示となりますので、委員会指示の発出に当たっては、千葉県水産振興審議会海面利用調整部会の意見を聴く必要があります。このため、後日開催される海面利用調整部会で意見を聴取した結果、修正意見が出された場合は、再度、本

委員会で審議することといたしますが、原案に異議がない旨の内容であった場合は、本委員会での再度の審議は省略し、原案どおり可決・決定の上、委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、そのように取り扱わせていただきます。

なお、委員会指示の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題5の「その他」ですが、皆様、何かございませんか。

松本委員、どうぞ。

【松本委員】

今回の通知で、中型まき網漁業許可方針について（協議）は、議題として取り扱わないというふうにあったんですけれども、この協議は具体的にどういう協議だったんですか、教えていただきたいと思います。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【原口班長】

松本委員の御質問についてですが、資料の7ページを御覧ください。許可方針と制限措置の諮問の（3）の船舶の総トン数との記載が異なります。これは令和3年に許可

の制限措置の諮問を行った後、県の法令関係の部署でこういった記載のほうが正しいということで、記載を修正しています。内容についても、先ほど黒沼委員にお話ししたとおり、差し障りがあるものではないです。

今回、許可方針も、当初この制限措置の内容に合わせた記載を検討していたのですが、特に内容に差異がないので、やらないということで、今回方針の協議についてはやめさせていただいたところです。

【松本委員】

ありがとうございます。私がちょっと心配していたのは、県のほうのお耳にも入っていると思うんですけども、まき網の漁業許可を承継しようという話が出ているんですが、その点についてお聞きしたいんですけども、よろしくお願いいたします。

【石井会長】

引き続き、水産課、お願いします。

【原口班長】

本議案で許可の一斉更新は可決されたところですけども、許可の承継に関してというのは、あくまでも個々の話になりますので、引き続き関係者との協議の中で進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】

すみません、こういうところでしていいのかどうか分からないんですけども、その権利（許可）というのがすごく鴨川・天津まき網船団では問題になっておりまして、私が知っていることを言いますので、もしも違っていたら訂正をお願いしたいと思います。

この権利（許可）というのは県知事許可で、2か統を1か統にするというのが特別に許可された権利（許可）だと聞いております。その当時は5か統が許可されたんですけども、そのときに条件がついておりまして、法人では権利（許可）を返納すると。それで個人では1代限りというような条件で5か統が権利（許可）を与えられたと聞いております。そのうち4か統は廃棄とか返納をして、1か統だけが今残っていると。そ

の1か統について、今その承継という話が持ち上がっていると。

それで、天津のまき網船団にとっては大問題なので、それを県に問い合わせたりなんかしているということですが、その点はどうなのでしょう。ということは、条件付の権利（許可）だったわけですね。それが今こういう問題が起きていると。

それで令和2年に漁業法が変わった後に、1回この問題が起きました。それでちょっと県が進めようとしていたので、水産庁のほうに問い合わせたことがあります。それでこの話は打ち切りになったような感じなんですけれども、またその問題が起きて、ちょっと困っているというのが現状なので、ちょっとその点を具体的にお聞きしたいと思います。

【石井会長】

水産課、よろしいですか。

【原口班長】

繰り返しになり申し訳ないんですが、お話があった承継というのは、あくまでも個々の事案であり、今回の海区の場で話し合うものとしては切り離して考えるべき案件だと考えております。

【松本委員】

もうちょっと具体的に。

【原口班長】

今回お話があったその承継の件に関しては、あくまでも個々の事案でありますので、今回の海区の場とは切り離して考えるべきで、この件については県も、引き続き関係者との協議の中で進めていく話だという認識です。

【松本委員】

それでは、この問題は海区の問題ではなく、個々の問題だという形でよろしいわけですか。

【原口班長】

今、関係者から話を聞いているところですので、個々の問題として扱わせていただきたいと考えております。

【松本委員】

分かりました。ありがとうございます。

【石井会長】

松本委員、よろしいですか。

【松本委員】

はい。

【石井会長】

そのほか何か御意見、御質問ございましたら。

【鈴木代理】

すみません、1件だけお願いします。今年の連休明けの5月7日の早朝、夜明けに、Tという船が富浦町岩井の定置網のすぐ近くに接近して、網を操業しました。朝6時前に私のところに電話して、定置網のすぐのところで網をやって、揚げ終わったらまた南の周りをやって、もう一番揚げる。これでは定置網に魚が入るわけがないよと。ちょうど夜明けで怒られちゃったんですけど。やっちゃったことを今さら言ってもしょうがないですけど、今度からしっかりとルールづくりをして。

この定置網というのは、魚が入ってくるのを待っている商売ですから、それをすぐ近くで、300メートル、500メートルのところで取られちゃっては、もう網の中に入る魚はありませんから。だから定置網の近くで操業するときは十分注意するように。漁業者としての操業秩序ですか、それをしっかりと守るようにということを指導していただきたいです。

以上です。

【石井会長】

分かりました。じゃ、これは関係漁業者にちょっと通達するようにいたします。

【鈴木代理】

許可証を交付するときに、ちゃんとしっかりと説明してください。

【石井会長】

水産課、よろしくお願いします。

【篠原班長】

今、会長代理がおっしゃった件に関しましては県も聞いておりまして、該当者にお聞きしたら、いわゆる委員会指示で定置の保護区というのがありまして、そちらについては特段違反はなかったというのを県のほうも確認はしております。ただ、会長代理がおっしゃったように、いろいろ現場では気持ちもあると思いますので、その辺は関係漁業者さんの意見を聞きながら、対応を検討していきたいと考えております。

【鈴木代理】

委員会指示では、定置網の100メートル以内は網をやってはいけません。100メートルなんかはすぐのところよ。浮子がはっきり見えちゃって。所長がTという船に聞きに行ったら、プロッターで800メートルも離れたところ、そこで操業しましたということですけど、800メートルは海の上ではものすごく近いんだから。だから大体人間のここで網を張るな、定置網に迷惑をかけるな、そういう安全性も漁業者としてもしっかりと判断をするようにお願いしますよ。

この5ページを見れば、いいときは14億も水揚げして、去年だって12億も水揚げしているじゃないですか。それを岩井の定置に魚が入らないで困った、困ったと言っているのに、そのすぐ近くで網をやる必要はないと思いますよ。新しい許可証を出すときに、ちゃんと迷惑をかけないような操業をするように、操業秩序を守るようにと、ちゃんとルールを作って、それでしっかりと説明してやってください。お願いします。

【石井会長】

許可を出すときには、もうそのような指導をひとつよろしく願いいたします。

【松本委員】

すみません、さっきの権利（許可）のことなんですけれども、この権利（許可）は特別な権利（許可）で、法人には譲渡禁止、個人については1代限りという条件がついた権利（許可）だと思うんですが、先ほど県の回答では、個々に説明するということを私は聞いたんですけれども、こういう権利（許可）をそういうことができるんですかね。条件付の権利（許可）なわけですよね。普通の権利（許可）じゃないんですよね。それで鴨川・天津は、こういう権利（許可）を、今やっているのは法人同士でやっているの、譲渡禁止ということで条件をつけたんですよね。そのところをちょっと県の考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【原口班長】

この許可につきましては、昭和50年代の国の施策により、2そうまきの中型まき網漁業から、1そうまきの大中型まき網漁業に漁法転換を図ったものが、消滅する内房地域の操業を補完するために、知事許可として設けられたものです。平成20年度に、実績者のみを許可としていたものを、まき網業界から要望があったため、運用を見直し、他者への承継を認めた許可になります。

現在漁業法が改正されて、許可の取扱いについては関係法令に従う形になりますので、承継の当事者間の合意があり、申請があれば、関係法令に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。

【松本委員】

違う。私がお聞きしたいのは、普通の権利（許可）だったらその承継ということも可能でしょうけれども、この権利（許可）は条件付の権利（許可）なわけですよね。その条件付だったのが、漁業法が変わったからいいですよという形で受け取っていいんでしょうか。

【石井会長】

水産課、どうぞ。

【原口班長】

こちらの許可については、当初、特殊な許可ということで設けられていたんですけども、平成20年には他者への承継を認め、漁業法の改正により、県は漁業関係法令に従い、審査を行い適切に対応します。

【松本委員】

それじゃ、条件付というのはもう解除されたというふうに県は認識しているんでしょうか。

【原口班長】

漁業法の改正により、県は漁業関係法令に従い、適切に対応します。

【松本委員】

分かりました。

【石井会長】

それでは、そのほかに何か御意見ございませんか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かありませんか。

水産課、お願いします。

【原口班長】

議案1の件につきまして、資料5ページの漁獲成績一覧について、先ほど小型底びき網漁業のほうでも申し上げましたが、公開する際に資料は一部マスキングをさせていただきたいということを、お伝えします。

【石井会長】

じゃ、よろしくお願いします。

ほかに何かありませんか。

なければ、事務局から、先日の全漁調連の令和8年度通常総会の御報告をお願いいたします。

【田島技師】

事務局から、令和8年度全漁調連通常総会について報告させていただきます。着座にて失礼いたします。お手元に、資料2-1と2-2と書かれたものを御用意ください。

今月15日に、東京都港区で開催されました全漁調連の通常総会に、石井会長と事務局で出席してまいりました。通常総会では、資料2-1にあります令和8年度要望書が、お手元にある資料のとおり、可決・決定されました。令和8年度の要望書では、千葉海区からは要望していた要望事項のうち、マサバ太平洋系群の適正利用、カツオ資源の適正利用の2項目について記載ぶりが反映されており、資料2-1の14ページにアンダーラインが引かれている箇所が、反映されていた箇所となっております。

次に、資料2-2を御用意ください。令和7年度時点の要望書では、要望項目の増加や類似項目の重複により、分かりにくい構成となっておりました。そのため令和9年度の要望書では、項目の点検を行い、内容の整理を行うことが検討されております。令和8年度の要望書内においても一部の項目が整理されておりますので、そちらを資料2-2に取りまとめましたので、内容を御確認お願いいたします。

新規項目につきましては、2ページ、Vの2、①資源評価の精度向上、⑤TAC管理の柔軟な運用の2項目です。令和8年度要望書内では、一部削除されてしまっている項目はございますが、基本的には類似した項目へ統合されているため、要望の内容自体が削除されているものではありません。

最後、冒頭にも石井会長からお話がありましたが、この要望書による中央省庁への要望活動は、例年同様7月頃に、全漁調連役員により行うとの説明がありました。

以上で説明は終わります。

【石井会長】

事務局から、全漁調連の通常総会に関する報告がありました。

御質問等何かありませんか。

特にないようですので、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。

事務局、お願いします。

【田島技師】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第11回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

午後2時30分 閉会